

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆さまへ、心からお見舞い申し上げます。

## I. 事故報告と被害状況確認のご案内

### 1. 事故報告

保険ご加入のお客さまで、損害が発生している場合には、弊社を含むご契約の取扱代理店、またはご契約の保険会社各社へ事故報告をお願いいたします。

なお、本サイトでは各保険会社のリンクや、事業所一覧より弊社営業所へお問い合わせいただけますのでご利用ください。

### 2. 弊社からの被害状況確認

弊社で地震保険などにご加入いただいている皆さまについては、担当者より個別に損害の有無について確認のご連絡させていただきますので、ご理解、ご協力のほどお願いいたします。

### 3. 注意事項

①地震保険は全件保険会社の調査員が現地へ損害状況の調査にお伺いいたしますが、調査時期をお約束することが困難な状況です。

事故報告をいただいた後、保険会社からお客さまへご連絡を順次差し上げる予定ですが、しばらくお待ちいただく可能性がある事についてご承知おきください。

②片づけや復旧作業を先行して実施いただいて問題ございませんが、今回の地震の損害状況を正確に把握するためにも、次の場合は出来る限り写真を撮っていただきますようお願いいたします。

- ・保険の対象が建物：柱、基礎、屋根、外壁などを修理する場合
- ・保険の対象が家財：家財を片づけ、処分される場合

③大規模災害時は、被災地域に悪徳な保険金請求サポート業者（保険金請求について契約者の支援を行う代わりに手数料を取るような業者）がお客さまの元へセールスに来る可能性がございますが、保険金請求については保険会社、または弊社を含むご契約の取扱代理店とのみ連絡をお願いいたします。

## II. 地震保険についてのご案内

地震保険では、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を直接・間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、保険の対象（保険をつけた建物や家財）に生じた損害が、全損・半損または一部損となったときに保険金をお支払いします。

### 1. 地震保険で保険金をお支払いする損害事例

- ・木造（在来軸組工法）の建物の「柱」のうち1本について3分の1程度の長さにとわり、割れが発生した。
- ・津波により、木造建物の床上、または基礎の高さを超える浸水被害が発生した。
- ・木造（在来軸組工法・平家建）の建物の「基礎」に、ひび割れが発生した。
- ・部屋中の家財が散乱し、家具・電気器具等異なる種類の家財に損害が発生した。

## 2. 地震保険で補償される損害と保険金概要

対象	損害の程度	補償される損害	支払保険金（注1）
建物	全損	①主要構造部（注2）の損害の額が、その建物の時価の50%以上となった場合（※）。 （※）木造建物・共同住宅を除く鉄骨造建物についての津波による浸水被害で、鴨居、長押または扉の上端に至る床上浸水を被った場合を含みます。 ②焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合。	建物の地震保険金額の全額 （ただし、時価が限度）
	半損	①主要構造部（注2）の損害の額が、その建物の時価の20%以上50%未満となった場合（※）。 （※）木造建物・共同住宅を除く鉄骨造建物についての津波による浸水被害で、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合を含みます。 ②焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合。	建物の地震保険金額の50% （ただし、時価の50%が限度）
	一部損	①主要構造部（注2）の損害の額が、その建物の時価の3%以上20%未満となった場合（※）。 （※）木造建物・共同住宅を除く鉄骨造建物についての津波による浸水被害で、基礎の高さ以上の浸水を被った場合で全損または半損に至らないときを含みます。 ②地震等を直接または間接の原因とするこう水等の水災によって建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合（ただし、当該建物が地震等により全損、半損または一部損に至らないとき）。	建物の地震保険金額の5% （ただし、時価の5%が限度）
家財	全損	損害の額が、その家財の時価の80%以上となった場合。	家財の地震保険金額の全額 （ただし、時価が限度）
	半損	損害の額が、その家財の時価の30%以上80%未満となった場合。	家財の地震保険金額の50% （ただし、時価の50%が限度）
	一部損	損害の額が、その家財の時価の10%以上30%未満となった場合。	家財の地震保険金額の5% （ただし、時価の5%が限度）

（注1）時価とは、同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から、使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。

(注2) 地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいい、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着目点としています。

#### <主要構造部>

建物の構造		着眼点
木造	在来軸組工法	軸組（柱）、基礎、屋根、外壁
	枠組壁工法	内壁、基礎、屋根、外壁
鉄骨造		開口部・外壁
鉄筋コンクリート造	ラーメン構造	柱（柱はり接合部を含む）・はり
	壁式構造	外部耐力壁・外部壁はり
	壁式プレキャスト構造	外部耐力壁・外部壁はり・プレキャスト水平接合部・プレキャスト鉛直接合部
	中高層壁式ラーメン構造	長辺方向は、柱（柱はり接合部を含む）・はり 短辺方向は、外部耐力壁・外部壁はり

### Ⅲ.災害救助法適用に伴う特別措置のご案内

令和6年能登半島地震により、下記地域に災害救助法が適用されました。

これに伴い、保険会社各社では適用地域において被害を受けられたご契約者の皆さまを対象に「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきましては、一定の猶予期間を設ける特別措置が適用されます。また、保険契約者の署名・押印の取付省略などの弾力的な対応も追加実施されております。

本措置の適用をご希望の方は、弊社を含むご契約の取扱代理店、または保険会社営業店にお問い合わせください。

#### 1. 継続契約の手続きについて

災害救助法の適用日から**6ヵ月後の末日まで**に満期日が到来するご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも、**災害救助法の適用日から6ヵ月後の末日まで**にお手続きいただければ、契約が継続されたものとしてお取り扱いされます。

#### 2. 保険料の払込について

災害救助法の適用日から6ヵ月後の末日までにお支払いいただくべき保険料につきましては、**災害救助法の適用日から6ヵ月後の末日**を限度にその払込を延期することができます。（各種積立保険に関しましても同様のお取り扱い）

#### 3. 適用地域

石川県

適用地域	法適用日	猶予期日
金沢市（かなざわし） 七尾市（ななおし）	2024年1月1日	2024年7月31日

小松市（こまつし） 輪島市（わじまし） 珠洲市（すずし） 加賀市（かがし） 羽咋市（はくいし） かほく市（かほくし） 白山市（はくさんし） 能美市（のみし） 河北郡津幡町（かほくぐんつばたまち） 河北郡内灘町（かほくぐんうちなだまち） 羽咋郡志賀町（はくいぐんしかまち） 羽咋郡宝達志水町（はくいぐんほうだつしみずちよう） 鹿島郡中能登町（かしまぐんなかのとまち） 鳳珠郡穴水町（ほうすぐんあなみずまち） 鳳珠郡能登町（ほうすぐんのとちよう）		
---	--	--

#### 富山県

適用地域	法適用日	猶予期日
富山市（とやまし） 高岡市（たかおかし） 氷見市（ひみし） 滑川市（なめりかわし） 黒部市（くろべし） 砺波市（となみし） 小矢部市（おやべし） 南砺市（なんとし） 射水市（いみずし） 中新川郡舟橋村（なかにいかわぐんふなはしむら） 中新川郡上市町（なかにいかわぐんかみいちまち） 中新川郡立山町（なかにいかわぐんたてやままち） 下新川郡朝日町（しもにいかわぐんあさひまち）	2024年1月1日	2024年7月31日

#### 新潟県

適用地域	法適用日	猶予期日
新潟市（にいがたし） 長岡市（ながおかし） 三条市（さんじょうし） 柏崎市（かしわざし） 加茂市（かもし） 見附市（みつけし）	2024年1月1日	2024年7月31日

燕市（つばめし） 糸魚川市（いといがわし） 妙高市（みょうこうし） 五泉市（ごせんし） 上越市（じょうえつし） 佐渡市（さどし） 南魚沼市（みなみうおぬまし） 三島郡出雲崎町（さんとうぐんいずもざきまち）		
---	--	--

#### 福井県

適用地域	法適用日	猶予期日
福井市(ふくいし) あわら市(あわらし) 坂井市(さかいし)	2024年1月1日	2024年7月31日

#### IV. 自賠責保険継続契約の特別措置のご案内

令和6年能登半島地震の被害に伴い、国土交通省より車検期間を伸長する旨の公示がなされました。

これに伴い、自賠責保険の継続契約における特別措置が適用されます。

本措置の適用をご希望の方は、弊社を含むご契約の取扱代理店、または保険会社営業店にお問い合わせください。

#### 対象車両と特別措置の内容

##### 1. 車検伸長対象地域

第1群	富山県	富山市、高岡市
	新潟県	上越市、柏崎市
第2群	石川県	金沢市、七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町
	富山県	氷見市、小矢部市
	新潟県	新潟市

##### 2. 特別措置の具体的な内容

###### (1) 継続契約の締結手続の猶予

<第1群>

[検査対象車]

自動車検査証記載の有効期間の満了日が2024年1月1日から2024年1月11日まで の自動車に付保された保険契約であり、2024年1月1日から2024年1月12日 までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2024年1月12日を限度として猶予されます。

[検査対象外車]

2024年1月1日から2024年1月12日まで に保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2024年1月12日を限度として猶予されます。

<第2群>

[検査対象車]

自動車検査証記載の有効期間の満了日が2024年1月1日から2024年2月8日まで の自動車に付保された保険契約であり、2024年1月1日から2024年2月9日まで に保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2024年2月9日 を限度として猶予されます。

[検査対象外車]

2024年1月1日から2024年2月9日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2024年2月9日を限度として猶予されます。

(2) 継続契約の保険料払込みの猶予

<第1群・第2群>および使用の本拠にかかわらず、2024年1月1日から6ヵ月後の末日（2024年7月31日）までに契約者が払込むべき継続契約の保険料の払込みについては、6ヵ月後の末日（2024年7月31日）を限度として猶予されます。

3. 契約者に対する特別措置に関する留意事項

契約者等（契約者、使用の本拠）の状況から、特別措置適用の有無を整理した表は次のとおりです。

対象	契約者	使用の本拠地	手続猶予	払込猶予
車 検 対 象 車	・今回の災害で被災された契約者	伸長対象地域内	○	○
	・今回の災害で被災した保険会社、代理店・ 扱者の取扱う契約者	伸長対象地域外	×	○
	・今回の災害の復旧に派遣された警察、 自衛隊、電力会社等の職員			
	・その他各社が適用妥当と判断する者			
車 検 対 象 外 車	上記以外	伸長対象地域内	○	○
		伸長対象地域外	×	×
車 検 対 象 外 車	・災害救助法適用地域内に居住する契約者	—	○	○
	・今回の災害で被災された契約者			
	・今回の災害で被災した保険会社、代理店・ 扱者の取扱う契約者			
車 検 対 象 外 車	・今回の災害の復旧に派遣された警察、 自衛隊、電力会社等の職員			
	・その他各社が適用妥当と判断する者			
	上記以外	—	×	×

以上